

浄化槽法の一部が改正されました

◎上下水道事業所 ☎25-5522



浄化槽は、浄化槽法の基準に基づき、日々の生活からの排水（トイレ、台所、お風呂などからの排水）を処理する装置です。主に公共下水道および農業集落排水事業区域外の住宅や会社などに設置され、排水を装置内で処理後、きれいな水として水路や河川などに放流します。

浄化槽には、全ての生活排水を処理する「合併処理浄化槽」と、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」に分けられ、現在、国では合併処理浄化槽の設置を推進しています。国内で設置されている浄化槽は約50%が単独処理浄化槽ですが、今回の法改正により、「単独処理浄化槽」の「合併処理浄化槽」への転換の推進が盛り込まれました。

合併処理浄化槽を設置し、適切な管理をすることで、きれいな水を水路や川に流すことができるようになります。豊かな自然を守ることができます。住みよいまちづくりのためにも、合併処理浄化槽を設置しましょう！市で補助金を交付していますので、ぜひご活用ください。

■「白石市合併処理浄化槽設置整備事業補助金」をご活用ください

公共下水道および農業集落排水事業区域外の地区にお住まいの方で、新たに浄化槽を設置される方、または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽にされる方を対象に、補助金を交付しています。

補助額は浄化槽の大きさによって異なり、設置する浄化槽の大きさは、家の延べ床面積によって決まります。詳しくは、上下水道事業所へお問い合わせください。

床の面積等	大きさ	補助額 (円)
130㎡未満	5人槽	231,000
130㎡以上	7人槽	282,000
二世帯住宅で、両方に台所・風呂がある	10人槽	366,000



■保守点検・法定検査を必ず受けましょう！

浄化槽の設置者（浄化槽管理者）は、浄化槽が常に正常に機能しているかを確認するため、法により保守点検と法定検査を受けることが義務付けられています。

このうち法定検査は、県が指定する検査機関によって検査を受けます。浄化槽を使い始めて3カ月経過後、5カ月以内に行う検査（7条検査）と、その後毎年1回定期的に行う検査（11条検査）があります。

11条検査は、年1回受検をすることが義務付けられています。この検査の受検率の低さが問題となっているため、環境の向上のためにも、必ず受検するようにしてください。

なお、法定検査未受検の浄化槽については、今後はたらかけを行っていきます。



■浄化槽を長期間使用しない場合は、休止届を提出しましょう

浄化槽を長期間使わない場合に休止届を提出することで、保守点検・清掃・定期検査の義務を免除できる規定が追加されました。様式は市ホームページからダウンロードできます。

●合併処理浄化槽について（市ホームページ）

<https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/28/1090.html>

■法改正のポイント

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進
- 浄化槽の法定検査受検率の向上、管理の強化
- 浄化槽を長期間使用しない場合の休止および義務の免除

全国の浄化槽基数の推移

